

本件事故当時、川内村に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害及び就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1、同X 2及び同X 3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 別紙記載のとおり

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成23年8月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金4,852,114円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として1,900,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月24日

（別紙）

1. X 1

避難生活等による精神的損害	620,000円
避難・帰宅費用	160,000円
一時立入費用	248,000円

就労不能損害	1, 486, 144円
検査費用 (人)	20, 000円

2. X2

避難生活等による精神的損害	620, 000円
生命・身体的損害	110, 350円

3. X3

避難生活等による精神的損害	620, 000円
就労不能損害	967, 620円

(仲介委員 安藤武久)